

「令和6年度次世代の活動の担い手育成事業」運営業務 仕様書

1 業務名

「令和6年度次世代の活動の担い手育成事業」運営業務

2 目的

地域のまちづくり活動の担い手を発掘・育成するため、将来のまちづくりの主役である小学生、中学生、高校生などの若者に対して、世代に応じた効果的な啓発・体験により、まちづくり活動への意識醸成を図り、将来の地域まちづくり活動の担い手育成につなげることを目的とする。

3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和7年3月31日（月）までとする。

4 業務内容

本業務は、以下(1)～(3)に掲げる項目を実施する。受託者は札幌市（以下「委託者」とする）と協議・決定した事業内容に基づく運営等の業務全般を行い、それに係る連絡調整及び一切の費用の支払いを行うこととする。また、(1)～(3)に掲げる項目については、本業務目的を達成するために相互に連絡し、効果的に実施すること。

(1) 小学生対象の取組

ア 目的

令和3年度に当課で製作したまちづくりについて学ぶための「まちづくりビンゴ」（別添1参照）を小学校で活用し、小学生に楽しくまちづくり活動を学んでもらうことを目的とする。

イ 業務内容

まちづくりビンゴの実施

a 実施内容

札幌市内の小学校3年生を対象に、授業の一環として「まちづくりビンゴ」を実施し、まちづくり活動について学ぶ機会を運営すること。なお、運営内容や会場の設営等については、事前に委託者及び小学校の担当者と協議の上、決定すること。

b 実施場所

札幌市内の小学校15校程度にて実施すること。実施する小学校については、委託者が選定するものとし、日程や詳細については後日、委託者及び小学校の担当者と受託者が協議し決定すること。

c 実施時期

令和6年7月～令和7年2月を想定している。

d 当日の運営

1 クラスの実施時間については、1 時限（1 時限：45 分）とし、「まちづくりとは何か（事前学習）」「まちづくりを知るためのビンゴ」「振り返り」の3 項目を実施する。「まちづくりビンゴ」の運営方法について、事前に委託者及び小学校の担当者と受託者が協議すること。

e 備品の準備

運営に必要な備品一切について調達すること。

(2) 中学生対象の取組

ア 目的

まちづくりを体験できるボードゲームである「コミュニティコーピング」（別添2 参照）を通じて、地域における人と人とのつながりや地域での助け合いについて知り、自分の住む地域やまちづくりについて考えるきっかけをつくることを目的とする。

イ 業務内容

コミュニティコーピング企画運営業務

札幌市内中学生 30 名程度を対象に、「コミュニティコーピング」を体験し、自分の住む地域やまちづくりについて考える機会を運営すること。なお、運営内容等については、札幌市が紹介するコミュニティコーピング認定ファシリテーターと連携すること。

a 実施場所

札幌市内の中学校3 校程度にて実施すること。実施する中学校については、委託者が選定するものとし、日程や詳細については後日、委託者及び中学校の担当者、認定ファシリテーターと受託者が協議し決定すること。

b 実施時期

令和6年7月～令和7年2月の間を想定している。

c 当日の運営

実施時間については2 時間程度とし、「まちづくり活動の説明」「コミュニティコーピング」「振り返り」の3 項目を実施する。受託者において、中学生にまちづくりについて理解を深めてもらうよう、まちづくり活動について説明を行うこと。また、運営方法について、事前に委託者及び認定ファシリテーターと受託者が協議すること。まちづくり活動の説明内容は、次の実施項目であるコミュニティコーピングにつなげられるよう、認定ファシリテーターと相談しながら工夫すること。

なお、「コミュニティコーピング」「振り返り」はコミュニティコーピング認

定ファシリテーターが進行を行う。

d 参加者の募集

参加者の募集にあたっては、A 4 サイズチラシまたはA 3 サイズ程度のポスターを作成し、中学校と連携して行うこと。

e 報酬の支払い

認定ファシリテーターに対しては、1 回あたり 10,000 円の報酬を支払うこと。

(3) 高校生対象の取組

ア 目的

札幌市立高校特活部長連絡協議会と協力し、高校生の地域のボランティア活動への参加を通じて、まちづくり活動への関心と積極性を育むことを目的とする。

イ 業務内容

ごみ拾いボランティア活動の実施

a 実施内容

地域のためのまちづくり活動として、札幌市立高等学校におけるごみ拾いボランティア活動を実施する。活動の前に単なるごみ拾いではなく、まちづくり活動の一環であることを意識できるよう説明を行うこと。参加者は札幌市立高等学校から幅広く高校生を募集し、以下のような活動を主体とした活動内容を企画運営すること。

b 実施時期及び場所

札幌市立高等学校 8 校（1 校あたり 60 名程度）を対象に、各校ごとに 1 回程度、学校周辺のごみ拾いボランティア活動を実施すること。実施時期は令和 6 年 8 月から 10 月の期間を想定しているが、日程や場所、参加申込や周知については、委託者及び札幌市立高校特活部長連絡協議会と受託者が協議し決定すること。

c 参加者の募集

参加者の募集にあたっては、A 4 サイズチラシまたはA 3 サイズ程度のポスターを作成し、札幌市立高校特活部長連絡協議会と連携して行うこと。

d 備品等の準備及び調達

運営に必要な備品等の一切について調達すること。

e 行事用保険の加入

参加者の事故や怪我等に対応できるよう、受託者において必要な保険に加入すること。

5 アンケート

上述の 4 で実施する業務については、それぞれアンケートを実施し、集計及び分析を行うこと。

6 報告書の作成

- (1) 本業務の実施結果について業務報告書にとりまとめ、1部提出すること。作成した報告書及び当日の支援で作成した冊子等の原稿データは、Windows10 に対応した Word 文書等で、事後にテキスト修正が可能な状態のデータを CD 又は DVD に保存し併せて納品すること。

※ 原稿データに関してはイラストレーター等の作画ソフトでの納品も可能とするが、使用するバージョン等については協議して進めること。

- (2) 個人情報取扱状況報告書

毎月終了後に、個人情報取扱状況の報告を別添 3 の様式にて 1 部提出すること。

7 留意事項

- (1) 本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏洩しないこと。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、直ちに札幌市に無償で譲渡するものとする。
札幌市は、著作権法第 20 条(同一性保持権)第 2 項に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。
- (4) 受託者は、本業務の成果物の著作者人格権を、札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (5) 成果物及び資料等について、著作権等は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (6) 成果物及び資料等について、著作権、肖像権等の権利関係を整理し、札幌市が同様の目的のためにそれらを使用することを妨げないようにすること。
- (7) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (8) 受託者は、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (9) 企画提案の内容がそのまま契約となるものではない。具体的な契約内容等は、選定後に札幌市との交渉を通して決定するものとする。

8 その他

- (1) 業務の履行に当たっては、運営体制や担当者等の氏名など、事前に札幌市に報告すること。（様式は問わない。）
- (2) 委託業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合や仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。

9 本件に係る問い合わせ先

札幌市役所 市民文化局 市民自治推進室

市民自治推進課 久崎

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話：011-211-2253 F A X：011-218-5156